

第七十一回国会 衆議院 商工委員会 議録第十八号

昭和四十八年四月十七日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

- 委員長 浦野 幸男君
- 理事 稻村佐近四郎君
- 理事 田中 六助君
- 理事 山田 久就君
- 理事 中村 重光君
- 理事 稲村 利幸君
- 理事 木部 佳昭君
- 理事 近藤 鉄雄君
- 理事 塩崎 潤君
- 理事 田中 榮一君
- 理事 増岡 博之君
- 理事 網田 哲児君
- 理事 上坂 昇君
- 理事 渡辺 三郎君
- 理事 岡本 富夫君

- 理事 左藤 恵君
- 理事 羽田野忠文君
- 理事 板川 正吾君
- 理事 神崎 敏雄君
- 理事 越智 伊平君
- 理事 小山 省二君
- 理事 笹山茂太郎君
- 理事 島村 一郎君
- 理事 西村 直己君
- 理事 松永 光君
- 理事 加藤 清政君
- 理事 竹村 幸雄君
- 理事 野間 友一君
- 理事 玉置 一徳君

出席政府委員

- 通商産業大臣 中曾根康弘君
- 通商産業政務次官 塩川正十郎君
- 通商産業省企業局長 山下 英明君
- 通商産業省企業局次長 橋本 利一君
- 中小企業庁長官 莊 清君

委員外の出席者

- 厚生省環境衛生局食品衛生課長 三浦 大助君
- 通商産業省企業局消費経済課長 村岡 茂生君
- 商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

委員の異動

第一類第九号 商工委員会議録第十八号 昭和四十八年四月十七日

四月十七日

辞任 渡部 一郎君 補欠選任 岡本 富夫君

同日

辞任 岡本 富夫君 補欠選任 渡部 一郎君

四月十三日

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(出閣提出第九七号)

同月十六日

中小小売商業振興に関する請願(木島喜兵衛君紹介)(第二七五号)

同(林百郎君紹介)(第二七八号)

同(有島重武君紹介)(第二八三〇号)

同(木島喜兵衛君紹介)(第二八三二号)

同(瀬崎博義君紹介)(第二七八八号)

中小業者の営業と生活擁護に関する請願(平田藤吉君紹介)(第二七九号)

同(不破哲三君紹介)(第二七八〇号)

同(有島重武君紹介)(第二八三二号)

同(石母田達君紹介)(第二八三三三号)

同(神崎敏雄君紹介)(第二八三四号)

同(田中美智子君紹介)(第二八三五号)

同(高橋繁君紹介)(第二八三六号)

同(増本一彦君紹介)(第二八三七号)

同(松本善明君紹介)(第二九二五号)

同(山田耻目君紹介)(第二七八二二号)

同(山田耻目君紹介)(第二八二二五号)

中小小売商店の営業保護に関する請願(阿部助哉君紹介)(第二七八三三号)

同(三宅正一君紹介)(第二七八四号)

同(渡辺三郎君紹介)(第二七八五号)

同(有島重武君紹介)(第二八二七号)

同(阿部助哉君紹介)(第二八二八号)

同(長谷川正三君紹介)(第二八二九号)

同(板川正吾君紹介)(第二七八七号)

同(青柳盛雄君紹介)(第二八七九号)

同(青柳盛雄君紹介)(第二八七九号)

同(青柳盛雄君紹介)(第二八七九号)

同(青柳盛雄君紹介)(第二八七九号)

本日の会議に付した案件

消費生活用製品安全法案(内閣提出第六八号)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)

同(不破哲三君紹介)(第二七八〇号)

同(有島重武君紹介)(第二八三二号)

同(石母田達君紹介)(第二八三三三号)

同(神崎敏雄君紹介)(第二八三四号)

同(田中美智子君紹介)(第二八三五号)

同(高橋繁君紹介)(第二八三六号)

同(増本一彦君紹介)(第二八三七号)

同(松本善明君紹介)(第二九二五号)

同(山田耻目君紹介)(第二七八二二号)

同(山田耻目君紹介)(第二八二二五号)

同(山田耻目君紹介)(第二八二二五号)

同(山田耻目君紹介)(第二八二二五号)

同(山田耻目君紹介)(第二八二二五号)

第二条の特定製品を何品目ぐらいと考えておられるのか。消費者の立場からいえば、先日の参考人の方も主張されていたように、少しでも危険性のあるものは指定すべきで、消費者保護の立場から特定製品は多いほどよいと思うかどうか、お答えを願いたいと思います。

○山下(英)政府委員 現在は大体二十品目ばかり考えておりますけれども、法施行後年度に持ち越されるものもあるかもしれません。

○竹村委員 昭和四十七年の十月五日に通産省から出された安全性の問題があると考えられる消費者にかかわりの深い製品の数は大体六十六品目となっておりすけれども、先日私が通産省に要求していただいた資料によりまして、その製品は三十九品目に減っているのではありません。この私が要求いたしました資料の中には三十九品目の中から、第一次特定製品は大体二十種類ぐらいという答弁がありましたけれども、この第一次特定製品が決定されると思っております。どうか、お答え願いたいと思います。

○山下(英)政府委員 御指摘のとおり、最初、六十六品目を拾いまして危険対象品目として検討してまいりましたが、そのうちの二十六、七品目というものは比較的安全性が高い、それからほかの法律で規制対象になる、こういうことで、現在は御指摘の四十品目を対象に考えておりまして、そのうちの二十品目を特定製品に指定していい、こういう方針でございます。

○竹村委員 はずされておる二十七品目、あるいは重複する項目もありますので大体三十項目ぐらいの品目がはずされておるわけでありまして、ただいまの御答弁によりまして、比較的的安全性の高いのははずしたということでありすけれども、このはずされている項目一つ一つについて聞きたいわけでありす、時間の都合もありますので、

ます二、三の製品について、なぜはされたかという事について聞きたいと思つて、

まず、新建材についてであります。新建材は建築確認のときに強度や可燃性の問題については規制指導がなされておりますけれども、火災のときに発生する有毒ガスや、あるいは新築の家へ入ったからかなりの期間が経たない、あるいは火災のときに悪化した等の事例が非常に多いわけでありますけれども、比較的安全性が高いということで新建材をはずされた理由をお聞かせ願いたいと思つて

○山下(英)政府委員 新建材は、先ほど私が申し上げました二つの理由の後者でございます。これは安全性が高いわけではございません。むしろ火災のたびにその弊害も大きく、かつ原因に關しては消防庁、建設省をはじめ、うちの化学工業局でも相当程度研究が進んできております。建築基準法で規制をしておりまして、それが新建材規制の本筋だと思つております。また、そのために今回はあつたわけでございますが、もしも使用制限だけでは不十分であつて、製造、販売段階でもとから規制していかなければならないという場合には本法を適用すべきだと考えております。

○竹村委員 いま建設省の關係で建築確認の際の規制があるというふうな御答弁でありましたけれども、建築確認のときに規制のあるのは強度や可燃性の問題でありまして、先ほど私も申しましたように、有毒ガスの発生やその他については何ら規制がないわけでありまして、これは建築確認をやつておる現場でも聞いてまいつたわけでありまして、ガス発生については何ら規制がないという事でありまして、先ほど答弁もありませんでしたように、これはぜひ特定製品に入れるべきではないかというふうな考えのわけでありますけれども、再度御答弁をお願いしたいと思います。

のビル火災等がございまして、そういうものがきつかけとなつて、現在消防庁で、生産技術審議会が何か、そういうところと共同できびしい基準をやつております。ついでには、その新建材が燃えたとときのガスをできるだけ少なくする技術開発をあわせてやつておられて、そういう基準を一刻も早く制定しようという事を私も消防庁に言つておられて、それと相まちまして当通産省といつたしましても規制措置を考へていきたい、このように思つておられます。

○竹村委員 次に、石油ストーブでありますけれども、これもはずされておるわけでありまして、不完全燃焼による頭痛や中毒、石油が漏れて引火しん上下式のしんが下がらなくなった、ほうろうが割れて飛び、やけど、不安定性による転倒、床面の異常過熱による敷きものの燃焼、焦げ等があるわけでありまして、これについてはどう思われませんか。同じように石油ふろがま、石油コンロ等についても御説明を願いたいと思つて

○山下(英)政府委員 石油ストーブにつきましては危険性のあるほうでございます。やはり第二の理由で、ほかでやつておるから対象にしない、こういうことでございます。

それで、危険でありますために非常に早くから業界の自主的な安全規制が進んでおられて、政府としては、JIS規格によつてその規格規制を十分に徹底しようという施策はやつてまいりましたが、あわせて民間において第三者機関による日本燃焼器具協会という協会の検査を実行いたしております。その規制の実情をつぶさに見まして、私どもとしては、直ちに本法の対象にする必要はない、こう判断いたしております。石油コンロも同じでございます。

○山下(英)政府委員 これもまた第二の部類に入るものでございまして、パンク修理剤等はエアゾール製品の一種で、これについては高圧ガス取締法できびしい規制をしております。容器の厚み、耐圧性あるいは噴射剤の場合には可燃性ガスあるいは毒性ガス等についての使用制限もしております。また、使用しているガスの名称あるいは使用方法等については、はっきり表示するように義務づけられておられて、御指摘のパンク修理剤の爆発事故は、いずれも高圧ガスの性質によりまして、現在の高圧ガス取締法でやつていくべきではないか、こう考へております。

○竹村委員 その他約三十種類のはずされた品目についても、現実に非常に危険なものがあるわけでありまして、先ほど申しましたように時間の都合で申し上げませんが、一つ一つよく再検討して、真に消費者の安全を守るべきだと思つて、そういう実態からお聞きをするわけでありまして、

○山下(英)政府委員 御趣旨のとおりでございます。危険なもので政府が直接規制すべきものは、労をいとわず指定していく方針でございます。御指摘のように、特に危険または障害の発生云々と書き、またおそれが多いと書きました理由は、この法律の規制が現在の法体系また産業立法からしますと、他に例のないほどに広範な制限を課することになります。特定製品になりますと、その製造業者、販売流通業者に広範な制限をかけることになりまして、その場合は指定する条件をきびしくしなければならぬ。この面のことも考慮いたしまして、その公平な境界線をどこに引くか。その検討の際に参考になりましたのが電気用品取締法でございます。そこにも「特に」また「おそれが多い」という例文もあり、検討の結果、こ

の文言になつた次第でございます。

○竹村委員 時間の關係で先へ進みますけれども、さらに特定製品についてどの製品を指定するかについては、消費者あるいは消費者団体の意見を聞いて決定すべきものであると思つて、通産省にはその用意があるか。もしあるとするならば、いかなる方法でやられるのか、あわせてお聞きをしたいと思います。

○山下(英)政府委員 法律でも特に審議会を設置して、その意見を聞いて定めることにしております。そこに消費者の代表が参加されます。

○竹村委員 次に、第三条に参りますけれども、特定製品を指定する際の基準についてお伺いしたいと思います。特に基準を定める場合、電気用品取締法において、電気あんかの表面温度の基準が高過ぎてやけどをする、また、トースターが片切りで感電するなどの問題があります。本法においては、消費者が若干の誤用をしても安全なように基準を作成すべきであると思つて、どうか。

○山下(英)政府委員 電気あんかの技術基準では、外かくの外表面温度の最高限度を摂氏九十度以下としておりますが、これは安全性と同時に、あんなかとしての温度を維持するという両面の検討できた基準でございます。それと同じように、私どもも、今後さらに圧力がまなり、あるいは炭酸飲料びんなり順次指定していきまふときには、その品物の効用と同時に、安全性確保の基準を技術的かつ数字的に明確につくつていく方針でございます。

全確保の均衡線を探ったわけでございますが、これによって今回法律が通りまして基準をつくった場合には、ある場合には東南アジアの二国、ある場合にはアメリカ、ある場合にはヨーロッパと輸出していきまうときに、相手国の社会、経済の水準がそれぞれ違ふ。それに対して日本の安全基準をそのまま適用していいかどうか、これも検討したわけでございますが、まだ世界は国によってそれぞれ状況が違い過ぎる。日本の基準を押しつけるわけにはいかない。そこで今回は輸出をはずしました。

〔委員長退席、田中(六)委員長代理着席〕

はすしました。先生が御指摘のように、危険なものを出すことは防がねばならぬ。現在輸出検査法でやっております検査は、必ずしも品質だけでなく、その性能、安全も含めて良質のものを輸出することになっておりますので、当分はこれだけでいじょうぶだ、こう判断しております。

○竹村委員 通産省は、さきにPCB問題で、輸出についても行なわせないとの決定を行なっているわけでありまして、輸出品については相手国にまかせるといふ立場でなく、当然検査等の対象にすべきであるというふうな思ふわけでありませう。アメリカで昨年立法した消費者用製品安全法におきましては、輸出品という一章をわざわざ立てて、法令に基づいて定めた規定、命令及び基準は輸出品にも適用されると明記してありますけれども、このことについてはどう考えられますか。

○山下(英)政府委員 相手国がそれぞれ安全基準をアメリカのように持つておる——アメリカの法律が先生御指摘のとおりであることは承知いたしております。私も、それにならうべきかどうかは検討はして見ましたが、先ほど申し上げましたように、現在の輸出検査法でやっております基準でいいじょうぶではないか。それから相手国の安全基準で当然制限されます。それでは、発展途上国のように安全基準がまだない国に日本が出していい場合にどういふ性質であるか、それは輸出検査

査法でやっていたら、こういうたてまえでございます。

○竹村委員 ただいまの御答弁を承っております。輸出検査法で十分であるというふうな受け取っていいわけですか。わざわざ輸出品についても特定製品の対象にするという気持ちは全然ないわけですか。

○山下(英)政府委員 そう考えております。

○竹村委員 私は当然輸出品についてもこれの対象にすべきであるというふうな考えるものであります。

時間の都合で、あと二十分しかありませんので先に進みますけれども、次に三十五条の危害防止命令について質問したいと思います。

三十五条は、販売した事実がなければ規制できないが、販売しようとしているときに未然に販売を差しとめることもできる権限とすべきではないか。

○山下(英)政府委員 きつい命令でございますので、販売したという事実を条件にしております。

○竹村委員 特定製品は、第四条で、検定なしで販売してはならないとの規定があります。この第三十五条は、それに反した者に対する危害防止命令であります。すでに第四条に反する行為に対する制裁であるから、その発動の条件のうち「危害の拡大を防止するために特に必要があると認めらる」といふふうな条項は不当に条件をきびしくするものであつて、不必要というべきで、危害発生のおそれありとすれば、それで回収できるということでも十分であると思ひますけれども、どう思われますか。

○橋本政府委員 御指摘のとおりでございますが、先ほど局長が答弁いたしましたように、危害防止命令の趣旨をいたしましては、違反者を直ちに処罰するということだけではなくて、さような場合には機動的に危害防止の措置を十分講じたといふような趣旨から三十五条の規定を置いておるわけでございますが、事故の発生を未然に防止するという点につきましては、三十五条の規

定にかかわらず、平素市場に出回っております製品を試買いたしまして、これをテストする、あるいは一般消費者からの苦情処理等を十分に吸収いたしまして、その点から事故の発生を未然に防止したい、さように考えております。

○竹村委員 次に、八十二条について質問をしたいわけでありませうけれども、緊急命令について、緊急命令を行なう条件として「重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある」としておられますけれども、多数の製品が出回っている今日、危険のおそれのある製品をすべて特定しない自主製品とするのは困難であることに気がままして、この条項の発動条件はあまりきびしくすべきでない。したがって、「重大な」とか、「急迫した」とは削除すべきであるというふうな考えをおるわけでありませう。そのことについての答弁をお願いしたいと思います。

○橋本政府委員 ただいま先生御指摘のとおり、緊急命令につきましては、「重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において」発動することにしたしておりますが、これにつきましては、特定製品に指定するまでに時間がかかると、反面、製品の多様性あるいは新しいいわゆる新製品の開発ということが行なわれていくわけでございます。そういう点から、特定製品に指定されていない消費生活用製品については緊急命令を発動することにしたしておりますけれども、製造業者、販売業者あるいは輸入業者にそれだけの制限を与えることも相なりますので、とりあえず緊急命令を発動いたしておきまして、所要の手順を踏んだ上で特定製品として規制を加えていくほうが適当かと考えたわけでございます。

○竹村委員 次に、第九十三条についてお伺いいたします。

主務大臣に対する申し出について、主務大臣が行なつた措置を公表して公衆に知らしむる必要があると思つておられます。この九十三条を見ましても、その公表の項がないわけでありまして、

これによつてやむやむを防ぐほか、措置が迅速に行なわれることを期待できることからしても、当然一項を設けて公表するという措置がとられなければならないと考えますけれども、どのようにお考えですか。

○橋本政府委員 九十三条におきましては、主務大臣に対する一般消費者からの申し出を受けまして主務大臣が必要なる調査を行ない、それに基づきまして政令指定等所要の手続を踏むことに規定いたしておるわけでございますが、御指摘のとおり、公表については法文上明確にはいたしておりませんが、必要なものにつきましては十分消費者に周知徹底し得るよう措置いたしたいと考えております。

○竹村委員 ただいまの答弁によりまして、「法律に基づくその他適当な措置」の中に公表が含まれておるといふふうな解釈によろしいか。

○橋本政府委員 ここで予定いたしておりますのは、特定製品としての政令指定、それに基づきまう基準の作成、あるいはこの法に規定いたした諸般の命令の発動、そういったものを考えておるわけでございますが、公表についてもその一部として考えてみたいと思ひます。

○竹村委員 同様の観点で、第三十五条の危害防止命令及び第八十二条の緊急命令においても、製品の回収のほか、必要な応急の措置として、危険な製品の名前、欠陥の内容等の公表を必ず行なうべきであるというふうな考えますけれども、同じように考えてよろしいか。

○橋本政府委員 本法に規定しております命令というものは、当該事業者に対する命令になっておりますが、われわれといたしましては、その結果につきましては極力公表する方向で対処したいと思ひます。

○竹村委員 続いて事故報告についてお伺いしたいわけでありませう。産業構造審議会の答申には事故報告システムの確立を主張しておりますけれども、本案にはその趣旨が織り込まれておらないわけでありませう。本

案においては、当然事業者に事故報告義務を課することを織り込むべきであるが、なぜそのような措置を講じなかったのか。かかる事項を加えるべきであると思ひますけれども、どう思われますか。

○橋本政府委員 事故報告システムにつきましても、本法に織り込むべく検討いたしましたわけですが、本法に、法律技術的な問題もございまして、本法に、規定としては載せないことにいたしましたわけでございますが、事の重要性にかんがみまして行政措置として実施いたしました。具体的には、工業品検査所に新年度から商品テスト部を設けまして、このテスト部によりまして事故の事例の収集、原因の整理、分析をいたしたいと考えております。

なお、本法の八十三条に報告徴収の規定がございます。具体的にいかなる内容を徴するかは政令であらためて定めることになっておるわけでございますが、ただいま申し上げましたような趣旨からいたしまして、事故が発生した場合に、その事故の状況、原因、同一型式の製品の販売数量、販売先等につきましても報告させることができるように検討したいと考えております。

○竹村委員 いまの御答弁によりまして、通産省としても事故報告システムの項目を入れたというところでありますけれども、法律技術的な問題でそのことができなかったということでありまして、理由を聞かしていただけるならお願ひしたいと思います。

○橋本政府委員 事故報告を法律上規定いたしました場合には、当然それを担保するために罰則の適用等も考える必要があるかと思ひます。さような場合に何が事故であるかということの内容規定が技術的にむずかしいということ、それから中には流通市場に回っておる段階において、そのものを製造したいわゆる製造事業者が関知しない段階において事故が発生しておるといったようなことも考えられますので、さような点から法技術的には規定し得なかつた次第でございます。

○竹村委員 法律的には規定し得なかつたけれども、八十三条の業務の状況に關し報告させるとい

うところでそういうシステムを生かしていきたい、そういう御意思であるというふうに解釈してよろしいか。

○橋本政府委員 そのとおりでございます。○竹村委員 次に、製品安全協会についてお伺いいたしますが、第五十九条に、評議員会は二十人以上で組織するのとありますけれども、構成の内容についてお聞きしたい。できるだけ消費者の代表を多く入れるべきだと考えますけれども、どうですか。

○橋本政府委員 協会の性格からいたしまして、その業務は公正、中立に運用され、かつ、一般消費者からの信頼がかけられるような形において遂行すべきかと思ひます。さような観点に立ちま

○竹村委員 製品安全協会は、みずから安全性の認定をした製品に万一事故が生じたときは、被害者の立場に立って事故原因について公正な審査を行なうべきであると思ひます。また、協会は消費者の依頼に応じ手軽に製品の安定性についてテストをする業務もあわせて行なうべきであると思ひますけれども、どうですか。

○橋本政府委員 本法によりまして協会に被害者救済制度を設けましたのは、できるだけ簡易に被害者に対する損害賠償を実施したい、かように考えた次第でございますが、やはりその立証責任は一般民法に基づく賠償法理と全く同様でございます。その限りにおいては筆証責任が転換されたということではございませんが、先ほど申し上げましたような被害者救済制度設立の趣旨からいたしまして、できるだけ被害者のほうの責任を軽減した形におきまして協会のほうで公平な審査を行なうべきか、かように考えております。

それから消費者からの協会のテスト依頼の問題でございますが、本法第六十三条第六号に、協会

の業務の一部といたしまして、消費生活用製品の安全性の確保のために必要な試験等を行なうという規定がございます。消費者の依頼によりまして、この規定の一環といたしまして積極的にそのテスト依頼に応じてまいりたい、かように考えております。

○竹村委員 先ほど申し上げましたように、協会が真に消費者の立場に立って消費者の安全を守るために商品のテストや消費者の相談に応ずるとするならば、一体窓口をどうするのか。第九十六条の都道府県知事に委任する事項とは、どういった権限を委任しようとしているのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○橋本政府委員 協会の地方の窓口を全国の主要都市に配置したいという点においては御趣旨のとおりでございます。極力民間の検査機関等をネットワークといたしまして、事業者並びに消費者の利便に供したいと考えているわけでございます。その関連におきまして、都道府県は地方住民と密接な関係に立っておるわけでございますので、その協力を十分確保したいと考えております。

○竹村委員 それでは先へ進みますけれども、アメリカにおいて昨年の十月に消費者用製品安全法が立法されておりますけれども、その対象品目は三百五十以上、予算は七三年度で五千五百万ドル、七四年度で五千九百万ドル、七五年度では六千四百万ドルと聞いておりますけれども、正しいかどうか。

○橋本政府委員 私のほうも、先生御指摘のよう

○竹村委員 この数字をわが国の現状とストレートに比較することは無理だろうというふうに考えますけれども、予算においても製品数においてもたいへんな差があり過ぎると思つてわけでありま

す。わが国でも、対象製品数、予算とも、現在予定しているものよりも大幅に増加させ、窓口も、先ほど御答弁がありましたけれども、各府県に置くようにしなければ消費者保護に値しないと思ひますけれども、どうですか。最後に次官から答弁していただいて、終わりたいと思ひます。

○塩川政府委員 御質問にございましてアメリカの安全管理システムというものは、日本のとちよと違つておると思ひます。と申しますのは、向こうは独立した行政委員会のようなものをつくつてお

○田中(六)委員長代理 渡辺三郎君。○渡辺(三)委員 最初に、四十六年度の苦情件数が三千六百三十六件、こういうふうになっておるわけでありまして、これはそれぞれ別の機関を經由して出された苦情件数の合計だろと思つておるわけ。資料を見ますと、通産省それから国民生活センター、さらに都道府県の消費生活センター、それから日本消費者協会、こういったそれぞれ

の機関を經由して出されておる苦情件数が、合計してしまつた数字になる、このようになるかと思ひますけれども、いま私が申し上げまし

たそれぞれの機関といいますが、そのそれぞれの件数をひとつ最初に知らせたいと思います。

○村岡説明員 たいへん恐縮でございます。手元に資料がございませぬが、三千六百三十六件のうち、通産省及び地方通産局、これを全部合算いたしました数字が五百八十七件でございます。それ以外に、実は三つの国民生活センター、都道府県の消費生活センター及び日本消費者協会の方でございますが、内訳は、申しわけございませんが、手元に資料を持っておりません。

○渡辺(三)委員 それでは次に、検査機関というのがあるわけでありませぬけれども、これは国の検査機関、それから主務大臣の指定をされておる検査機関、それぞれあると思うのですが、この内容を少し具体的にお聞かせをいただきたいと思っております。それで、わかれば数なども詳しくお聞きしたい、こういうふうに思います。

○村岡説明員 検査機関は三種類ございまして、国の検査機関、それから必要がある場合に安全協会がみずから検査を行なう場合、それから第三に指定検査機関と三種類ございまして、国の検査機関は、通産省関係でもなものだけ申し上げますと、工業品検査所というのがございます。現在の職員が三百十八人おります。検査所の数は十二カ所、全国に検査窓口を持っております。次に、繊維製品検査所というのがございます。職員は三百六十七名、検査窓口の数は三十カ所でございます。

なお、第二の製品安全協会が行ないます場合についてでございますが、現在のところ、窓口は東京一カ所です。予定にしておりませんが、職員数は約四十人弱というところでございまして、どの程度指定検査機関に委任できるかというところが確定しておりませぬので、業務の内容等現在不明でございます。

第三の指定検査機関でございますが、検査機関の数として三十九でございます。主として輸出検査法に基づきまして民法法人等により公益性が担保されて指定を受けている検査機関で

ございますが、現在三十九、その職員数でございますが、五千人強でございます。窓口の数でございますが、非常に膨大でございます。四百五十カ所をこえるわけでございます。

○渡辺(三)委員 次に、これはしばしば本委員会でも議論になったわけでございますけれども、あるいは質問に答えられたわけでございますけれども、この対象品目が一応二十品目だ、こういうお話が先ほどございまして、ところで、この前本案を審議している中でお答えをいただいた、いわば具体的にそれならどういふ製品が対象になるか、こういう質問に對しましては、私の記憶では、具体的には六つくらいの製品を例示されました。先ほど同僚の竹村委員の質問に對しては二十品目くらいだということが明確になっておるわけですが、この前六つを例示されましたはかに、具体的にどういふ品目があるのでしょうか。この点をひとつはつきり製品名をあげてお答えをいただきたいと思っております。

○村岡説明員 現段階におきましては、いずれも私も省内におきまして検討中の品目ということでございます。今後法律が公布され次第、審議会において検討することになっております関係から、非常に仮定の問題であるという前提でお聞き取りいただきたいと思っております。いままでの委員会におきまして例示的に四、五品目述べましたものと重複しておりますので、御了解いただきます。

圧力なべ、炭酸飲料びん、浄水器、金属玩具、機械玩具、電動玩具、プラスチック玩具、木製玩具、幼児用乗りもの、歩行器、シガレットライター、マッチ、かさの一部、歩行者用安全帽、登山用ザイル、登山用安全ベルト、カラビナ、ハーケン、アイゼン、水中ガン、水中もり、シュノーケル、マスク、それからフィン、これも水中用品の一種でございます。スポーツ用ヘルメット、スキーのセーフティ、ブランコ、すべり台、鉄棒、それからラッシャー、エナメル、家庭用漂白剤、自動車用ブレーキ液、オートバイ等の乗りもの用安全帽、

サイクリング自転車等々でございます。これらも特定製品あるいは安全協会が行ないます自主的な製品の候補にしていくべく現在内部的に検討を進めておる、こういう段階でございます。

○渡辺(三)委員 それではちょっと簡単に確認をいたしますけれども、いま課長があげられた製品については、これは必ずしも指定をする特定製品ではなくて、安全協会が自主的に製品の安全を期するために指定をするといえますか、対象にしておる品目を込みで言われたわけでしょうか。それは簡単でいいのです。

○村岡説明員 両方の品目を含めてお答え申し上げます。

○渡辺(三)委員 次に、最初に申し上げました苦情件数の内訳は、通産省あるいは通産局、この合計だけが明確にわかっているわけでありませぬけれども、問題の内容といえますか、あるいは本法が成立して、今度安全協会を中心にして機能を発揮することになりますけれども、住民とより密接に結びついた形では、これまでもそうでありましたが、今後都道府県の消費生活センターの果たす役割は相当大きくなっていくのではないかと、こういうふうに思います。

それで、この三千六百三十六件の内訳というのは、いま正確にわかりませんが、私の考えますには、これまでの苦情も都道府県の消費生活センターを通じてあげられてきたもの、その合計はおそらく相当の数になっておるのではなからうか、こういうふうに考えておるわけでありませぬ。

そこで、都道府県の消費生活センターの実態あるいは機能の充実の程度といえますか、そういう点を考えてみますと、住民の要望に對してまだ貧弱な機能しか発揮できないのが今日の実態ではないか、こういうふうに私は考えておるわけでありませぬ。その辺について、通産省では実情をどのように把握しておられるのか。またまっただ考え方であれば、この際、お聞かせいただきたいと思っております。

○山下(英)政府委員 消費生活センターは、従来

にも増して活用かつ御協力いただきたいと思っておる機関でございます。昭和四十七年度中には、各都道府県に少なくとも一カ所の消費生活センターが確立されたわけでございます。商品テスト事業、苦情相談、講習会、こういう事業をやっていたにございまして、地方地元の消費者行政の中心になりつつあると私も認識しております。これの実際の仕事を充実していくためには、いわゆるコンサルタントが必要だと思っておりますが、このコンサルタントを養成するためには、国民生活センターから日本消費者協会に三百十万人の委託金を交付しまして、年二回約七十人の養成事業をやっております。

現在までの実績から見まして、今後とも消費者への指導、PRそれから苦情受付、また試買検査にもこの消費生活センターの協力を得たい。さらに、各都道府県が行ないます本法に基づく報告徴収、立ち入り検査の一部の実施についても、ときに應じて消費生活センターに協力してもらえないか、こう考えております。

〔田中(六)委員長代理退席、委員長着席〕

○渡辺(三)委員 いまお話のありましたコンサルタントの養成の問題でありますけれども、これは本法案の成立によってこれからますます重大性を増していく、そういう機能を当然都道府県の消費生活センターが持たなければならぬ。こういうお話で、そのとおりだと私も思う。

ところで、このコンサルタントの実態を見ますと、いまもお話ございましたが、日本消費者協会に委託をして講習を受けて、一定の資格を持って各都道府県の消費生活センターで仕事をしておるわけでありませぬけれども、これは私の調べたところでは、大学を出て二カ月ぐらい講習を受けるわけですから、そしてこれまでもいろいろ苦情に對する相談や、あるいは今は、いまのお話でありますと立ち入り検査も含めて相当重要な役割を果たすわけでありませぬけれども、現状は、局長も御存じのとおり、いま各都道府県のセンターに配置をされておりますコンサルタントというのは、非常

品、いわゆる特定製品でございませんで、直ちに危害防止命令を発動するということは適当でないかと思ひます。本法に規定する緊急命令によりまして処置したというのが考えられる措置かと思ひます。あるいは状況によりましては、自主製品として民間の努力に待つのみでは十分安全性が達成できないといったような判断に到達する場合には、やはり特定製品に取り上げた上でないと三十五条の危害防止命令を発動するのは適当でないかと、かように考へております。

○渡辺(三)委員 いま緊急命令のお話もございまして、この八十二条の問題につきましても本法審議の過程でずいぶん意見が出ました。これも集中した議論の対象になったところだと思ひます。これは何回か言われましたから私は条文を読んで繰り返すことはしませんけれども、非常にいろいろな条件がある。こういう条件を満たした中で初めて緊急命令が出されるというふうな条件になるのですが、その点、条件があまりにもきびしいといひますか、持つべき条件というものがあつて、これではほんとうに十分に消費者の安全というものが期せられるのかというふうな疑問がやはり私どもにはあるわけでありまして、それで、この緊急命令については、臨機に弾力的にどうし行なつていく。目的が消費者の生命、身体の危険の除外あるいは安全、これを目的としておるわけでありまして、そういう点を十分配慮していく必要があるだろうと思ひます。それから、参考人の方も、売出しから回収するなるといふのはむだではないか、こういうふうな意見を私どもは持つておりました。このことを言っておられました。この緊急命令の運用の問題、先ほど三十五条との関連でお聞きしたわけでありまして、この八十二条についてもう一度運用の面を中心しながら考へ方をはつきりさせていたいただきたいと思ひます。

○橋本政府委員 八十二条につきましては、御指摘のように他の規定よりも若干要件がシビアになつておりますが、これはやはり消費生活用製品

と、広く製品の範囲を押えておるところから、法律バランス上、均衡上かような規定になつておるわけでございますが、本法の趣旨といたしまして一般消費生活用製品の安全性の確保という観点に立ち、また、ただいま先生御指摘のような御趣旨を体しまして極力前向きに運用してまいりたいと思ひます。

○渡辺(三)委員 それでは最後にもう一つだけお伺ひしたいと思います。六十三条関係ですが、これもこれまでいろいろ議論がありました。この中で私がお聞きしたいと思つておりますのは、三号の「一定の金額の範囲内」、これは一千万円では——保険金の上限ですが、いまま少過ぎるのではないかと、御指摘が、これまで委員の方々からありましたが、この一千万円という上限の考へ方は、こういう議論が積み重ねられたきよの段階でも変わつておらないのかどうか、この点が一つ。それからもう一つは、同じく五号の「一定の金額の資金を交付する」、これは一律三千万円、このようにこの前御答弁があつたわけでありまして、これも、実情からいけばこれは全く少ないと思ひます。そういうような点について、これは決つていまして、ここで出た問題ではなくて、これが提案をされて、これまでの長い時間の審議の中で各委員からも強く言われた内容でありますけれども、この点はどうなんでしょう。

○山下(英)政府委員 政府原案を提出いたします当時、私も一千万円、三千万円を考へておりましたことは従来御説明したとおりでございますが、本委員会の審議の過程、参考人の御意見も拝聴いたしましたので、私どもとしては、法実施の段階までさらに検討させていただきたい、こう思つております。

○渡辺(三)委員 質問を終わります。

○浦野委員長 上坂昇君。

○上坂委員 多くの委員の皆さんが質問されたので、重複する点があるかもしれませんが、その点

は御了承いただきたいと思ひます。一番先に、本法の立案にあつた、昨年の十二月の産業構造審議会の答申があつた、それを受けたいこととありますが、その答申のうち、本法にかかるといふ内容というものは、非常に簡単に、製品の安全性を規制しなければならぬというふうな、そういうかっこうなんですか。内容的には非常に指摘したものが答申されたところがあつたわけですか。そういう点、お伺ひしたい。

○山下(英)政府委員 御指摘のとおり、産産審の答申を受けまして、その趣旨にのっとり、消費生活用製品の安全については、この法律で基本的な事項をつくらう、基本的な基礎をつくらう、こういう趣旨で立案したものでございまして、○上坂委員 趣旨はわかるのですが、その趣旨と、これは、非常に簡単にそういう製品をつくれ、つくらなければだめだろうというふうな趣旨なんですか。内容的に答申の中にもっとたくさん指摘をしたというふうな点はないのですか。

○山下(英)政府委員 大きな目的から申し上げれば、国民福祉の向上、この一九七〇年代の産業政策の基本として国民福祉を向上する、そして消費生活の充実をしてほしい、そういう答申でございまして、その線に沿ひまして、ただ従来からございまして、その各別個の取締法の範囲をそこから除きまして、そして現在提案申し上げているような製品安全法の体系になつたわけでございます。○上坂委員 こういふ保護法といひますか、これは一方的に立案して押しつけても意味はないわけでありまして、いまままで消費者の意見というものは、通産省としてはどの程度聞いていたわけですか。この間、参考人の意見を私たちは聞いたわけでありまして、本法をつくる前にどの程度聞いていたのか。

○山下(英)政府委員 産業構造審議会の答申をいただきますときに、その中に主婦連、地婦連等消費者の代表が五人入つておられました。また、昨年の十二月には、消費者の意見を聞くための懇談会を開きました。また、御承知のように、提出資

料にもございまして、安全苦情に関する三千六百三十六件、昭和四十六年度という、あの苦情聴取の組織も、通産省を中心に全国の消費生活センター等の組織を通じて消費者の意見を聞いておるわけでございます。今回通産省が私書箱ナンバーワンというものを設けましたのも、消費者の苦情を直接そこで聞こう、こういう趣旨でございます。また、この法律の運用にあつた消費者の意見を聞くように配慮をしておりますことも御承知のとおりでございます。

○上坂委員 第二条の特定製品の問題と範囲の問題がありますが、この基準を作成するときに、やはりいろいろ業界の抵抗というのが出てくるのではないかと、気がしますが、そういう点については、自信を持ってこれはもうだいたいぶだ、排除をしていくというふうな決意をされるのか、その点はどですか。

○山下(英)政府委員 私どもはこの基準が非常に大事だと思つておりますが、それをつくる際には公正かつ技術的にきめてもらおう、これを趣旨をいたしております。先ほど安全あんかの例を申し上げましたように、ある温度以下であればあんかとしての役目はないが、ある温度を越えれば危険である、ちようどその両面の接合点をどこに求めたいか、そういうことで科学的にきめていく方針でございます。

○上坂委員 先ほどの質問でちよつと聞き漏らしたのですが、業界から入れない、学識経験者、第三者と構成するんだというの、これは安全及び品質表示審議会のことを言っているのですか、発起人会のことを言っているのですか。

○山下(英)政府委員 そのとおりでございます。その審議会でございまして。

○上坂委員 従来は、こういう機関にはたいい業界代表が入つておつたのですが、私もこれを質問する前にちよつとお聞きしたところが、事務局のほうでは、やはり業界の人を入れなければならぬだろうというふうな話があつたわけですか。これはほんとうに業界代表を入れられないでやれるとい

うふうにお考えですか。

○山下(英)政府委員 先ほどの答弁も含めまして、一括申し上げますが、業界の代表を入れないというのは安全協会の評議員の中には入れないという点でございます。そうして御指摘の製品及び品質表示審議会の構成は消費者、学識経験者、業界人、これの公平な構成できめていきたいと思っております。

○上坂委員 いつでも公平だ公平だという形で結局は公平でなくなってしまうのが普通なんです。こういう機関は今まで大体業界からの圧力が強くなってくるのが常識なんです。それからこうした審議会というのはいかかっているのか、強くなっているのか、普通業界の意向というのが強く反映されるような結果になってしまおう。

そこで、たとえば三、三、三の比率でいくというふうなところになっても、そこら辺がむずかしい。それで、消費者代表のほうも、なるべく政府のほうに協力をするような団体のほうばかり選ぶような傾向もなきにしもあらずでございます。まして、そういう点について、いつでも公平、十分に御意思を尊重していくというふうなところになってしまおうのです。もう一回確認しておきますが、その点は絶対的じゃないですか。

○山下(英)政府委員 構成から申しますと、それが三、三、三というふうな三者均等になるかどうかは現在きめておりませんが、私どもの基本観念は、製造業者自身が現在製品安全について無感覚であったり、あるいはこの審議会は品目を指定し、基準を認める審議会でございますが、そういうときに品目を少なくしようとか、基準を下げようというふうな根性でおられたんでは、現在の製造業者としてはとまらなないと私も思っております。しかし、事業の立場上偏した意見を持つことがあるかもしれませんので、人数的にも制限して、消費者、学識経験者のほうが人数が多いという形に持っていくつもりでございます。

先ほども申し上げましたように、この基準のつくり方というのは実際運用上の大事なところで、

その基準をうっかり低くつくりろものなら、起きました被害については、特定製品の場合には国自身も責任の一半をかぶるといふようなことではございませんので、決しておろそかにはできないと思っております。政府みずから基本的な条件を示しまして、たとえば、この製品は通常の使用の場合に科学的にどういふ基準を出すべきか、この点についての数値を検討してほしい、そしてその範囲内で専門家の御検討をいただく、こう思っております。

○上坂委員 その審議会でありまして、審議会の答申というのはいままで審議者に諮問はしたけれども、政府はこういうふうな考え方をしているというところになると、その考え方の方向にいつてしまおうという傾向もいろいろな形であつたと思つております。そういう点で、いま言ったような点についてはどういふふうにお考えになりますか。

○山下(英)政府委員 私どもは数年来工業技術院でJIS規格の指定をやつてきておりますが、この場合も、審議会におはかりするある基準を政府側から示した上で検討をおはかりする、審議会は専門家の小委員会を設けて品目別に基準をつくらせて政府側に答申してまいります。審議会が答申した場合にはほぼ一〇〇%といつていいほどに尊重してまいつてきております。この経験を生かしてこの法律を運用していきたいと思つております。

○上坂委員 安全協会の問題ですが、この発起人について十五名以上の学識経験者というふうになつておりますが、これは具体的にどういふ人をお考えになつておりますか。

○山下(英)政府委員 このほうは業界人を入れずに構成していくつもりでございます。

○上坂委員 業界関係者が入会をすることになるわけですが、これはどういふ形で入会をしていくのですか。業者が個々に入会していくのか、あるいは団体をつくつて入るとか、いろいろな面があると思つていますが、その点はどういふふうになつていくかといふことをお伺いしたいのです。

○橋本政府委員 協会と製造事業者、輸入業者、販売業者との関係は個別の契約の関係に入るわけでございます。団体加入といつたようなことは原則として考えておりません。

○上坂委員 損害賠償の問題、被害者救済の問題であります。特定製品をつくる業者は協会に入れるんですか、入れないんですか。

○橋本政府委員 特定製品につきましては、一応、公法上の規制をやつておるわけでございますが、協会との関係で、私法上の契約として、特に損害賠償措置につきましては、この被害者救済制度の活用をはかるために当該関係事業者が参加することとは自由でございます。

○上坂委員 この協会に未加盟の業者によつて事故が生じたようなときは、そして、しかもその事故の製品が特定製品でないという場合には、損害賠償はどういふふうにするんですか。

○橋本政府委員 御質問の点につきましては、本法の規制対象外の事業者ということになりますので、一般の民法原則に従つて処理されることにならざるうと思つております。

○上坂委員 その場合には、いま、民法の規定で、別なところでやるということですが、そうなりますと、やはり非常に人命に危害が加えられたというふうな場合に、それは未加盟者であり、あるいは特定製品でありませんから、政府の今後の指導に待つという形になると思つていますが、その指導の面というのはどういふふうにお考えになりますか。

○橋本政府委員 御指摘のとおり、行政指導を行なうことになりませんが、この協会と契約を結びましてSGマークを貼付し、かつ、その商品について事故が発生した場合には協会が行なう被害者救済制度を活用するよう方向として指導することになるかと思つております。

○上坂委員 そういふ製品を扱っている者については、今度は協会に入れて、そしていま言ったようなマークをつけさせるといふようなことにならざるうですか。

○橋本政府委員 さようでございます。

○上坂委員 八十四条に関連しますが、立ち入り検査をする場合ですが、この場合には立ち入り検査の端緒というのはどういふふうにして見つけ出すんですか。

○橋本政府委員 本法の規定では、報告徴収の規定もございまして、あるいは一般に消費者から苦情が寄せられる場合もございまして、あるいは広く市場に届いておる製品を試買検査いたしました、その結果等から判断いたすことが可能かと思つております。

○上坂委員 立ち入り検査をしたあとの結果については、これはいつごろ公表されるんですか。

○橋本政府委員 立ち入り検査を実施し、それに対する対策を完了したところで権力前向きに公表したいと思つております。

○上坂委員 公表の方法というのは、どういう形で公表されるんですか。

○橋本政府委員 一般に官庁に記者クラブがございまして、そういう席をかりて発表いたしましたと思つております。

○上坂委員 各省との間の問題もいろいろ出たわけですが、これはいろいろな法律で、お互いに譲り合つてしまつたり、お互いに責任をなすりつけるということがあるわけですが、そういう点についての問題と、それから、主務大臣に届け出があつた場合には、直ちに、ほかの商品との関係がある場合には他の各省に連絡をする、こういうふうにお答えがあつたわけですが、その点については直ちにできるという形に解釈してよろしいのですか。

○橋本政府委員 平素からも関係官庁としては密接に事務連絡の場を持っておりますので、本法のいかににかかわらず、さような方向で対処してまいりたいと思つております。

○上坂委員 商品はたくさんありますし、また各地でつくられているというふうな思つております。これを押えるというところは通産省でもなかなかむずかしいであらうし、中央の安全協会でもできないと

思つております。

いうことで、都道府県あるいは地方公共団体、そういうところが窓口になるといふような形になるだろうと思うわけですが、大体県の商工課なんかでやっております。たとえば、これは厚生部でも同じですが、保健衛生などを見ても、なかなか取り締まりができないわけでありまして、その取り締まりができないのは、特に、まず人数が足りない、人件費がない、権力予算措置を押しやるというふうなところになっております。こういう点について、各都道府県にやらせる、あるいは都道府県の消費センター等にやらせるという形になっているわけですが、これらについて今後どういふ予算的な措置をしていくというふうにお考えになっておられるか、お答え願いたいと思っております。

○橋本政府委員 都道府県知事に対しては、本法による立ち入り検査あるいは報告徴収の権限の一部を委任したいと思っております。また、法律の周知徹底あるいは各県消費生活センターを通じての苦情受付あるいは市中に出回っている製品の試買テスト、かような業務の一部を都道府県に委任したい、かように考えております。これに伴って必要とする予算につきましては、本法に基づき具体的施策が四十九年度から本格化したすわけでございますので、来年度は十分必要な財政的措置を講じていきたい、かように考えておるわけでございます。

○上坂委員 無数の商品ができてきて、これを売ろうとするわけですが、これは安全な製品の中に入れる、あるいは特定製品として指定をしていくというふうなことはなかなかむずかしいと思っております。これは規定していく場合、先ほどかいらいり聞いていたわけですが、たとえば玩具類なら玩具類というふうに大きくくくって、そしてその中でこれとこれとこれというふうな場合、商品をよくくくっていくというふうな考え、そういう点では有効ではないかというふうな考え、その点についてのお考えを伺いたいと思

います。

○橋本政府委員 本法に規定する事業の区分あるいは型式承認における型式の区分、こういう点で先生御指摘の点に相当したかと思っております。たとえば、一言でヘルメットと申し上げても、素材がどのようになっているか、あるいは用途、たとえば、登山用とか、スポーツ用とか、あるいは労働用とか、用途によって、また、その使用サイズ等も変わってくるかと思っております。さような区分に従いまして、安全基準を作成してまいりたいと考えております。

○上坂委員 主務大臣に、いろいろ一般消費者が申し出る手続などをしていく場合、これは申し出についての秘密の厳守というふうなこともやはり考えられるわけですが、そういうことについては、どういふふうにお考えになっておられますか。

○橋本政府委員 公務員につきましては、一般的に秘密保持の義務がかかっているわけですが、御指摘のような申し出人が申し出したということについては、何らかのマイナスを受けるといったような場合には、当然その名を秘匿すべきだと思いますが、一応われわれといたしましては、その申し出の信憑性あるいは追加的な質問等の関係もございまして、申し出書には、住所なり氏名なりは書いていただくということになるかと思っております。

○上坂委員 先ほどいろいろ窓口を広げる、あるいは投書させるとか、苦情申し出をさせる機関をたくさん置くといふようなお話でございましたが、政府がいろいろ考えた場合に、こうした一つの製品によって被害が起きた、それに類するようなものについての被害の予想がされるというふうな場合に、そういうことについては審議会に諮問をするとか、あるいはいろいろな参考人の意見を聞く公聴会を催すとか、そういうふうなことは今後十分やっていくというふうな考えられておるかどうか。

○橋本政府委員 現在行政措置として考えております事故報告システムは、来年度から工業品検査所に商品テスト部を新設いたしまして作業を行なう、その内容といたしましては、事故情報の収集、事故の原因の究明、事故の分類、整理、解析、かような点を検討いたしております。ものによつて、このような結果につきましては、ものによっては特定製品に指定する、あるいは緊急命令を発動する、直接業界指導をする、あるいは先立たれた御指摘のような形で公表いたしまして、前車の轍を踏まないような、一般消費者に周知徹底するとともに、関係事業者に自重自戒を求めるといふことで活用してまいりたいと考えております。

○上坂委員 最後に言っておきたいのですが、この持てる力をフルに発揮するというような形での法律を運用していく。それから規制については非常にむずかしいわけでありまして、これはめんどうがらずにやっていくというふうなお答えがあったわけでありまして、めんどうがらずにやっていくといつても、無数にある商品でありますからなかなかむずかしいと思っております。

先ほど都道府県に対する予算措置等については、来年度からは本格化していくということですが、肝心の通産省自体でやろうと思っても、やはり相当な予算措置ができませんと、私は、これは仏つくと魂入れずというふうなものになつてしまつておそれがあると思っております。そういう点で、これから発足する上において、これに対する関係職員の人数なりあるいは予算措置なりはどの程度確保していくというふうにお考えになつておるか。これは通産大臣の御決意をいただきたいというふうに思います。

○中曾根國務大臣 本法律案は、通産省としても画期的な観点に立ちまして、消費者本位の行政へ通産省の仕事を向けていくという一端として始まった法律案でございます。そういう意味におきまして、この法律を施行するために人員や予算等につきましては、非常に注意をして充実させていきたいと思っております。本年は、六月でございまして、いよいよ来年から本格化すると思

ますが、来年度予算、人員等の配置につきましては万全を尽くしていきたいと思っております。

○上坂委員 そのほかのいろいろな問題については、たくさんありましたが、大体重複いたしますので、私の質問を終わります。

○瀧野委員長 岡本富夫君。

○岡本委員 消費生活用製品安全法案、この審議にあたりまして、最初に通産大臣にお伺いをいたしたいと思っております。

この法律案には、施行期日は、「公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。」というようにございまして、この法律が当委員会でも、まあ国会で決定する。それに対して、今度は各省、すなわち通産省でこれを順奉していくという義務があらうと私は思うのですが、大臣は、この法律案がきまりましたら、その法律の趣旨に沿つて行政を行なっていくのか。この点をひとつはつきりしていただきたいと思つたので。

○中曾根國務大臣 本法の施行につきましては若干期間がとつてございまして、これは実施に関する諸般の基準等のためでございますが、もしその間に不測の事故等が起りましたら、本法の精神をくみまして、行政措置によりまして適切な処置をとっていきたく思います。

○岡本委員 そうしますと、この公布の日から起算して九月をこえない範囲で必ず行なう、こういうことではございませんか。

○中曾根國務大臣 さようでございまして。

○岡本委員 まあこの法律、これのみでなくして、いろいろな法律がございまして、その法律は国会で議決され、そしてこの国権の最高機関でこれが制定された。それに対して、行政府であるところの各省、特に通産省にお尋ねするわけですが、通産大臣は、その法律に従つて——たとえばここでは九月ですが、それからきちんとその法律に従つていふ行政をやる、これははっきりしておりますか。もう一度ちょっとお聞きしたい。

○中曾根國務大臣 そのとおりでございます。

○岡本委員 あなたは本年の三月二十七日にこう
いう答弁をなさっております。商工と公害環境保全
特別委員会との連合審査のときに、わが党の坂口
委員に対して、「法律の条文もさることながら、官
庁も含めた社会意識というものが非常に重要であ
ろうと思ひます。」中を抜いてですが、「そのまわ
りの力に作用されて法律の寛厳のおの時の得る
ように運用されてきているわけでございます。」回
権の最高機関であるところの国会におきまして法
律が制定された、その法律をまわりの力に作用さ
れて、法律の寛、これはゆるやか、あるいは峻厳
に行なり、おの時の時を得るように運用していく、
こういうお話を聞きましたのですが、これはほん
とうでしようか、あなたはそういう考えで……

○中曾根國務大臣 法律は国会を通過して成立す
るものでございまして、そのときに立法者の意思
というものは法律の中に盛り込まれるものである
と思ひますが、法律の解釈論となりますと、これ
は時代によって変化を受けていくものであらうと
思ひます。

いままでいろいろな法律について取り扱ひを見
ておりましたが、必ずしも一義的な単一な取り扱
ひを受けないで、そのときそのときに適切な運用
が行なわれるように解釈に弾力性を持たせてき
た、それが実態であるだらうと思ひます。英国の
ような場合には、むしろ法律がなくなっても慣習
その他によって適合させてきたところがあるが
ございまして、法律そのものの自体的解釈は時代
によって変化していく。そしてそのときの人たちが
最も要望する正義なり公平なりを確立するよう
に、法の精神を生かしていくというのがまた執行
者の立場にある者の態度でもあるだらうと思ひま
す。

○岡本委員 私はなぜこれを聞くかと申します
と、あなたが法律に基づいて通産行政をやるのか、
あるいは法律なんかはそのときそのときで、法律
どおりやるか、あるいは法律どおりやらない
か——特に私は、あなたの政治姿勢というものが
非常に驚きた。ということ、鉱業法という法律

があるのです。このときにあなたは答弁なさって
おるのですが、これは昭和二十四年から四十五年
までの間、二十年間一度も適用してない。その適
用してないということは、適用してなかったがた
めに、あんなに大きな公害がどんどん起きた。私
は、これは結局通産行政の公害に対するところの
不認識からきた、あるいはまたほんとうに国民の
生活を守らうという立場でなかった、そのために
二十年間もこの法律は適用されてなかった。

あなたはいま答弁なされたけれども、そう
いう政治姿勢では、いかにりっぱな法律をつくり
まして、都合のいいときはその法律を実行する、
あるいは都合の悪いときは実行しない、そのまま
寝かせておく、これでは何にもならないと私は思
うのです。いまあなたの答弁なされたのとこれと
どうですか。二十四年に施行された鉱業法が四十
五年まで全然活用されてなかった、それでどんど
ん公害が起こってきた、この事例をひとつ御答弁
願ひたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 私が申し上げましたのは、法
の執行という部分からの考えを申し上げたので
ございまして、法がなければ権限がございませんか
ら執行もできないと思ひます。それで、与えら
れた法律のワク内において精神を生かしながら弾
力性を持たせて、時代に合うように法を解釈して
実行していく、そういう意味で申し上げたので
ございまして。

鉱業法の場合には、適用された部分と適用され
ない部分があったと思ひますけれども、法を適
用するといふときについては、やはり社会意識と
か、あるいはそういうものが多少関係してきてい
るのではないかと。たとえば、こういう過剰流動性
というものが出てきて民衆が困ってくるというよ
うな場合には、きびしく執行されて寸毫も許され
ないというような態度が必要でありませう。し
かし、物が余ってきて弾力性があるというときに
は、その寸毫も許されないというようなものから
行政官庁の力をほかの部分に移して、ほかの部分
ない部分に力を注ぐ、そういうことも執行の範囲

内にはあると思ひます。そういう意味のことを
実は申し上げたのでございまして。しかし、法があ
る以上は、その法に従って法を忠実に適用しなけ
ればならぬということも根本的条件でござい
ます。

○岡本委員 いまあなたが答弁になった、法律が
ある以上は法律に従って忠実に行政は動かさなけ
ればならぬ、それが私は結論だと思ひます。とこ
ろが、二十四年から四十五年までの間、鉱業法の
第九九条あるいは保安法の二十五条から二十六
条、こういうものを全然適用してなかった。それ
に対してあなたは、公害問題に対する社会意識が
低かったためにそういうことであつたのだという
ような意味の答弁であり、そういう社会意識が高
まつてきたから法律を峻厳にするのだ、それでな
ければたとえ違反しておつてもゆるやかにする、
こういうように受け取れるような御答弁なんで
す。そういうことを考えますと、結局ここで各委
員の皆さんが一生懸命にりっぱな法案をつくり、
そうして国民生活を守らう、こういうようにしま
しても、業界の圧力や、あるいはまた何らかのあ
れによってその法が曲げられてしまふ。そうして
法というものは私は国民のためであると思ひます。
そのあなたの通産大臣としての、關係として
の姿勢というものをはっきりしておかなければな
らぬ、これが私のきよきよのまずあなたに対する質
問なんです。いかがでございませう。

○中曾根國務大臣 法がつくられました以上は、
行政官庁の者は法の命ずるところに従つて誠実に
これを執行する、そういうことは根本的に私も考
えておるところでございまして。もしその点に誤解
がありましたら、ことは足りなかつたことと
ございまして、遺憾に存じます。

御指摘の問題は、鉱業法の百九条の無過失賠償
責任の問題であつたのだらうと思ひます。それで、
最近公害問題が非常に叫ばれてまいりまして、今
度無過失賠償という問題が正式に法律の上でもき
められるようになりましたが、鉱業法はその先駆
をなすものであつたらうと思ひます。ただ、賠償

という問題について、筆証責任という場合にお
いて、この鉱業法百九条のほうは被害を受けた人
ちのほうにたしか筆証責任があるのじゃないかと
思ひます。そういう意味においてなかなか筆証が
できなかった。今度はもう筆証責任をひっくり返
してしまつた。そういう意味において時代は発展
しておりますし、一般大衆を保護するという方向
に非常に社会の意識も法の重点も転換してきて
いる、そういうことがこの百九条、それから新しく
できてきた公害諸立法の無過失賠償責任において
認められておるところであると思ひます。そう
いう意味のことを私は申し上げたのでござ
いまして。

○岡本委員 いずれにしても、今後この法律が制
定されましたならば、きちつとその法の精神に基
づいて行政を行なつていく、この点についてひと
つ強力に申し入れもし、厳守していただきたい。
それでなければ、何ほ一生懸命法をつくつても何
にもならないということを再度申し添えておきま
す。

次に、この法律案は消費生活のための安全法で
ありますから、私も決して反対するのではあり
ませんが、特に諸外国を調べますと非常に製品
の安全対策が進んでいる。製品の安全性を確保し、
国民の安全な消費生活の実現をはかるということ
は最も基礎的な国の行政である私も考えるわけ
ですが、いままです政府はどのような施策を講じて
きたのか。従来の政府の姿勢はどうも製造業者の
ほうに目が向いておつて、消費者のほうの立場に
立つことが忘れられていたのではないかとこの節
があるわけでありまして、今後これらの製品の安
全性確保のために、また向上対策にどういう決意
をもつて臨まれるのか、これをひとつお聞きいた
したい。

○中曾根國務大臣 従来政府は食品衛生法あるいは
電気用品取締法、ガス事業法等の取締法令によ
りまして、製造販売等の規制を行なつてまいりま
した。これらの施策が円滑に実施されるように、
対象品目について試買検査、立ち入り検査の充実

等、監視体制の整備をはかってきております。しかし、一方におきましては、一般消費者から製品の安全性を向上させる強い要求がございます。民間におきましても独自で製品の安全性確保をはかるほか、おもちゃ、石油燃焼器具等の例に見られますように、製品ごとに業界、団体を中心に学識経験者、消費者等の意見も入れた自主的な安全基準を作成して、これにのっとった安全マーク制度を実施しており、政府もその指導を行ってきたところでございます。

しかし、政府としては、消費者の生命、身体に及ぼす被害を未然に防止して、安全な消費生活の実現をはかるために最も基礎的な国の責務がここに存在すると認識いたしまして、消費者の立場に立って、今後一そう製品の安全確保対策の総合的推進にとめる所存でございます。今回本法案を御提案申し上げたのも、そういう趣旨によって御提案申し上げたのでございます。

○岡本委員 いま大臣から食品衛生法とか安全法、こういうお話がありました。たとえば食品衛生法というのがある。ところが、千葉ニッコーのあの汚染油の問題、これはビフェニールが食用油の中に混入しておいた。これは御承知のようにPCBと同じです。たいへんな問題です。こういう問題が起っておるわけです。したがって、法律があっても、その法律に基づいてほんとうに行政をきちっとしていないと、こういう問題が起ったのではないかと私は思う。一番私が心配なのは、これは厚生省の問題だから私も関係ないのだというように閣僚の一員として通産大臣が考えていらつしやるのであれば、いまの答弁とちよつと違ひのじやないかと私は思うのですが、この点についてどういふお考えを持っていますか。

○中曾根国務大臣 食品衛生法あるいはそのほか消防関係あるいは警察関係、火薬類の取り締まりとか、そういうようないろいろな取り締まりを執行してきておるところでございますが、最近新しい製品が非常に出てまいりまして、それらの製

品の中には不測の危害を民衆に与えるという危険性なきにしもあらずでございます。いま御指摘になりましたPCBの問題もその一例でございます。千葉ニッコーの問題もその一つの例でございますけれども、そういう問題がほかの分野にも起きないよう、そういう意味で今回この法律の提案を申し上げておるわけでございます。食品は食品あるいは工業製品は工業製品、おのおのがおのの分野において民衆、消費者を保護する、危害から守る、そういう精神に立って手を尽くして、行政当局としての責任を果たしてまいらざるべきものと考えます。

○岡本委員 本法案を審議するにあたって、ぼくは公開の原則というのがあると思うんです。もしも変な製品が見つかった場合に、それをどういふふうにして消費者に知らせ、消費者を保護するか。ただ検査をして、型式承認なんというものは一品一品やるのじやありません。抜き取り検査ですから、そういう安全性を確保できないようなものを見つけた場合あるいはまたそれがわかった場合、一般の国民、消費者にどういふように公表するか。まずそれについて、一つの事例として千葉ニッコーの汚染油の問題について厚生省からひとつ……。

○三浦説明員 千葉ニッコーの問題についてお答え申し上げます。

厚生省が四月十日に千葉県の衛生部から報告を受けまして、千葉ニッコー株式会社熱媒体の混入した食用油を販売しておいた、こういうことを知ったわけでございます。この会社は、三月十五日に、製油の最終工程にありますが脱臭装置の熱媒体の通ったコイルパイプに直径一ミリの穴があいておる、そこから熱媒体が漏れて食用油に混入したことを確認したわけでございますが、これを隠蔽したことによってこの食品事故に発展したわけでございます。

漏れた熱媒体の量は四十五キロぐらいございました。まず私どもは、この毒性という問題を考え、消費者の安全という問題を考えまして、消費者に

ともかくこれを食べないようにというPRをするとともに、二月二十日から四月十日までの製品を移動禁止、販売禁止、回収の措置を講じておるわけでございます。

○岡本委員 移動禁止あるいはまた食べないように、こう言いました。アイロンとか、あるいはまた、何といたしまして、電気製品、そういうものであれば使わないようにというふうなことができませんけれども、どれがこのビフェニールですか、それが入っているか、どのお菓子に入っている、どれに入っているか、これをあなたのほうでちゃんと公表しなければならぬというのじやありませんか。いかがですか。

○三浦説明員 ただいま御指摘の点でございますが、ともかく千葉ニッコーで精製された油を大急ぎで調べました。それにつきましては全部わかつておりました。その油につきましても、直ちに都道府県を介しまして連絡したわけでございますが、その後調査結果がだんだんわかるにつれて約七十種類に及びます製品がつくられていたわけでございます。これらにつきましても、わかつて段階で、むしろ都道府県の段階で、もうこちらへ知らせる前に県で発表して各県に連絡していただく、こちらも県から問い合わせがあったときにはそれを全部県の方に連絡して、ともかくまず消費者が食べないということが一番大事な対策であるわけでございます。約七十種類に及びますが、これも全部公表してございます。

○岡本委員 県のほうに発表してもらっても、知事あるいはまた副知事は知るかも知れぬ。また、その係は知るかも知れぬけれども、一般の消費者は、ほくは東京都に住んでおりますけれども、東京都から通知が来ない。ほくは、一般紙を通ずるとか、あるいはまたテレビできちつと連絡するとか、もつとはつきり国民がわかるようにしてもらわなければならぬと思うのです。それについてどうですか、もう一度。

○三浦説明員 これにつきましましては、もちろん、いま都道府県を介して申し上げたのですが、む

しろその前の段階で、私ども、新聞、テレビ等を通じて、わかつて製品からこれを発表しているわけでございます。

○岡本委員 どうも私は公表のしかたが手ぬるいように思う。

通産大臣、これはあなたのほうの關係でない、これはもう厚生省でやるのだという責任のたれでなくして、私は、こういった粗悪品あるいは人体に影響のあるもの、こういうものはすみやかに、たとえば、政府としてばつと公表するとか、そして皆さんを早く守る、消費者を早く守るといふような手を打たなければならぬと思うのです。三月十五日からずっと流れて、もう食べておるのです。四月十日にわかつて。これは私は一つの例を言っているわけですよ。その間に、どんどんの中にも入っている。これは尼崎でパンの中からは、この消費生活のあらゆる製品について、国民の皆さんの健康あるいは安全、こういうものに對しては、もつと特別な配慮の手を政府のほうで打たなければならぬ、こういうふうに思うのですが、大臣はいかがですか。

○中曾根国務大臣 ごもつともな御発言だろうと思つて、われわれもそういう御趣旨を体しまして、万一にもそういうものが発生した場合には、各段階でこれをチェックすると同時に、すみやかに一般国民にテレビやラジオや新聞等を通じて知らせなければならぬと思つております。

○岡本委員 もうやめようと思つけれども、外野席がうるさいからもう一問だけ。

そこで、工業品検査所の中に商品テスト部ですか、これを新設した。ここで新製品の確認のための検査を行政的に行なおうとしているというのでありますが、四十八年度予算を見ると二百万円、このぐらゐの予算では、全製品を検査し、あるいはまた危険な製品の芽を事前につみ取ることができないのではないか。非常にこの予算では少ないのではないか。非常に数が多いわけですから

ね。この点については、大臣はいかがお考えですか。

○山下(英政府委員) おっしゃいますとおり、四十八年度は千二百三十八万円ですが、これは先ほども大臣が答弁されましたように、来年度から平年度予算になりますので、私どもは新予算で要求いたしましたので、充実にしていきたいと思います。

○岡本委員 これ終わりますが、大臣、最初に言いました法律をつくってもその法律に基づいた行政、これがいかげん情性に流れたり、あるいはまたそれをやらなかったり、こういうことにならないように、ひとつくれぐれも各党の委員の皆さんがこうして一生懸命に勉強して、そうして消費者のためにいい法律をつくらうというので努力されているわけです。したがって、その法律の精神にのっとって、ひとつりっぱな行政を行なって消費者を守っていく、こういうように要求し、最後にあなたの決意を伺って終わります。

○中曾根國務大臣 御発言を体しまして、しっかりとやります。

○浦野委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

○浦野委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

消費生活用製品安全法案について採決いたします。

○浦野委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

佐近四郎君。まず、提出者より趣旨の説明を求めます。稲村

○稲村(佐)委員 たいま議題となりました附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

議(案) 消費生活用製品安全法案に対する附帯決議(案) 政府は、本法施行にあたり、国民の安全な消費生活の実現・向上を図るため、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、消費生活用製品について出来る限り多く特定製品として指定するとともに、関係試験検査機関の有機活用を図るなど検査体制を整備拡充すること。

一、製品の欠陥に起因する危害の発生について事業者等による届出又は通報の制度化、試買検査、定期検査の効率的な実施及びモニタ

一、製品安全協会が消費者の立場に立つてその業務を行なうため、協会への民間出資、役員及び評議員の選任等について十分配慮し、協会の被害者救済制度に製造事業者が多数加入するよう指導すること

一、被害者救済制度については財産の損害も対象に加え、損害がてん補される最高限度額及び製品安全協会が交付する資金の額を引上げるようつとめること。

一、危害防止命令、緊急命令の発動にあたっては、一般消費者の安全を確保するため、これを弾力的に運用し、その結果等を公表すること。

簡潔明瞭に表示し、安全マークに対する信頼性を高めるよう指導すること。

一、消費生活用製品の安全性に関する情報の提供及び啓発活動を積極的に促進する一方、消費者の意見を反映させるため製品安全及び家庭用品品質表示審議会、製品安全協会に積極的に消費者を参加させ消費者の自主的活動の健全な発達を図ること。

一、既存の関係諸法令の対象製品についても本法と均衡ある措置をとり得るよう検討を加えること。

以上であります。本決議案の内容につきましては、消費者代表の参考人意見聴取等、審査の過程において十分御承知のことと存じますので、説明は省略させていただきます。

○浦野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

○中曾根國務大臣 たいまの附帯決議の御趣旨を尊重いたしまして、対策に万全を期する次第でございます。どうもありがとうございました。

○浦野委員長 おはかりいたします。本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○浦野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○浦野委員長 内閣提出、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次政府より提案理由の説明を聴取いたします。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二千五百万円」を「三千五百万円」に、「五千万円」を「七千万円」に改める。

第三条の三第一項及び第二項中「八十万円」を「百万円」に改める。

第三条の四第三項中「第三条第二項及び第三項」を「第三条第三項及び第三条の二第二項」に改める。

第五条及び第十三条中「及び特別小口保険」を「特別小口保険及び公害防止保険」に改める。

附則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。(経過措置) 2 この法律の施行前に成立している中小企業信用保険法第三条の四第一項に規定する公害防止保険の保険関係については、なお従前の例による。

附則第三条第二項中「八十万円」を「百万円」に改める。

4 中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。
附則第三条中「二千五百万円」を「三千五百万円」に、「七千万円」を「七千万円」に改める。
（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

5 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。
第十二条第二項中「及び特別小口保険」を「特別小口保険及び公害防止保険」に改める。
（産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正）

6 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭和三十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。
第四条中「及び特別小口保険」を「特別小口保険及び公害防止保険」に改める。
（中小企業特恵対策臨時措置法の一部改正）

7 中小企業特恵対策臨時措置法（昭和四十六年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。
第五条第二項中「及び特別小口保険」を「特別小口保険及び公害防止保険」に改める。
（国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部改正）

8 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。
第五条第二項中「及び特別小口保険」を「特別小口保険及び公害防止保険」に改める。

理由

中小企業信用保険について、普通保険及び特別小口保険の付保限度額を引き上げるとともに、公害防止保険のてん補率を引き上げて、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

改正する法律

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。
第一条中「アメリカ合衆国における輸入課徴金の賦課」を「本邦における外国為替相場の変動幅の制限の停止」に改める。
第三条第一項第一号中「アメリカ合衆国における輸入課徴金の賦課」を「昭和四十八年二月十四日以降の」に、「これら」を「これ」に改める。

第五条第一項中「同法第三条の二第一項中「保険価額の合計額」とあるのは「輸出中小企業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該保証をした」とあるのは「輸出中小企業関連保証及びその他の保証」と、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「輸出中小企業関連保証及びその他の保証」と、当該保証ごと、当該債務者」とを「同法第三条の二第一項中「保険価額の合計額が三百万円」とあるのは「輸出中小企業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ四百五十万円及び三百万円」と、同条第三項中「当該保証をした借入金金の額が三百万円（当該債務者」とあるのは「輸出中小企業関連保証及びその他の保証」と、当該保証をした

借入金金の額がそれぞれ四百五十万円及び三百万円（輸出中小企業関連保証及びその他の保証」と、「当該債務者」と、「三百万円から」とあるのは「それぞれ四百五十万円及び三百万円から」とに改める。
附則第二項中「三年」を「五年」に改める。
附則第三項中「昭和四十六年十月一日」を「昭和四十八年二月十四日」に改める。

附則第四項中「この法律」を「国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）」に改める。

附則
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六項から第八項までの規定は、同日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
（経過措置）

2 改正前の国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第一項の認定を受けた中小企業者（以下「旧認定中小企業者」という。）であつて旧法第六条第一項の認定を受けたものに関する中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第十五号）による貸付金の償還期間の延長、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）による輸出中小企業関連保証の特例、課税の特例及び報告の徴収については、なお従前の例による。

3 旧認定中小企業者であつて旧法第六条第一項の認定を受けていないものに関する中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長及び中小企業信用保険法による輸出中小企業関連保証の特例（その者の経営の安定を図るのに必要な資金に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

4 旧認定中小企業者であつて旧法第六条第一項の認定を受けていないものがこの法律の施行の日以後に改正後の国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律（以下「新法」という。）第三条第一項の認定を受けないでその事業の転換を行なう場合には、その者を同項の認定を受けた中小企業者とみなして新法第六条から第十一条まで及び第十三条の規定を適用する。この場合において、その者がその事業の転換を行なうのに必要な資金に係る中小企業信用保険法による輸出中小企業関連保証の特例については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる報告の徴収に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の「」を次のように改正する。
第二十八条の四中「昭和四十六年又は昭和四十七年」を「昭和四十八年又は昭和四十九年」に改める。
第六十八条の三中「昭和四十六年八月十六日」を「昭和四十八年二月十四日」に改める。

7 前項の規定による改正後の租税特別措置法（以下「改正後の租税特別措置法」という。）第二十八条の四又は第六十八条の三の規定は、それぞれこの法律の施行の日以後に新法第三条第一項の認定を受けた個人で新法第四条に規定する認定中小企業者に該当するもの（当該個人の相続人及び包括受遺者を含む。）又は同日以後に当該認定を受けた法人で当該認定中小企業者に該当するもの及び改正後の租税特別措置法第六十八条の三に規定する認定中小企業法人に準ずる法人について適用し、同日前に旧法第三条第一項の認定を受けた個人で旧法第四条に規定する認定中小企業者に該当するもの（当該個人の相続人及び包括受遺者を含む。）並びに同日前に当該認定を受けた法人で当該認定中小企業者に該当するもの及び前項の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三に規定する認定中

小企業法人に準ずる法人については、なお従前の例による。

8 前項に規定するもののほか、改正後の租税特別措置法第二十八条の四及び第六十八条の三の規定の適用に必要経過措置は、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第百二十五号）附則第三項及び第五項から第七項までの規定に準じ、政令で定める。

理由

昭和四十八年二月に実施された本邦における外国為替相場の変動幅の制限の停止により、輸出取引に関連のある中小企業者の事業活動に支障を生じている実情にかんがみ、当該中小企業者に対し中小企業信用保険法の特例措置等を講ずるため、国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業者に対する臨時措置に関する法律の有効期間を二年間延長する等所要の改正を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中曾根国務大臣 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

中小企業信用補完制度は、創設以来一貫して発展を遂げ、現在二兆三千億円を上回る保険規模に達し、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にする上で大きな役割りを果たしてきております。

しかしながら、中小企業を取り巻く環境は、現在、急速に変化しつつあり、それに伴い、信用補完制度においても中小企業者の現実の資金需要に十分対応できない面が出てまいっております。

本法律案は、このような観点から中小企業信用保険法の一部を改正しようとするものであります。その概要は、次のとおりであります。

第一は、保険限度額の引き上げであります。最近の中小企業者の資金需要の大口化傾向に対

応して、普通保険の中小企業者一人当たり限度額を現行の二千五百万円（組合の場合は五千万円）から三千五百万円（組合の場合は七千万円）に引き上げようとするものであります。

また、特別小口保険につきましても、小規模層の資金確保の円滑化をはかるため、小企業者一人当たり限度額を現行の八十万円から百万円に引き上げることとしております。

第二は、公害防止保険のてん補率の引き上げであります。

すなわち、公害問題の重要性にかんがみ、公害防止保険のてん補率を現行の七〇％から八〇％に引き上げようとするものであります。

このことにより、公害防止保証の一そのの推進がはかられ、中小企業者に対する公害防止資金の融資の円滑化に寄与するものと考えます。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業者に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

融資により、輸出関連の中小企業者の経営安定をはかるものであります。

第二は、前回のドル・ショック時に実施した緊急融資の返済猶予を行なうほか、設備近代化資金、高度化資金等についても返済猶予措置を講じ、経営安定をはかるものであります。

第三は、担保力の乏しい輸出関連の中小企業者に対し、中小企業信用保険の特例措置を講じ、その信用補完をはかるものであります。

第四は、法人税及び所得税につき、今後二年間欠損金の繰り戻し制度による還付を既往三年間にさかのぼって行なうなどの税制上の特別措置であります。

第五は、中小企業の事業の転換を円滑化する措置であります。

政府としては、これらの特別措置により、輸出関連の中小企業者が第二次ドル・ショックに耐え、事業活動に支障を生じないよう遺憾なきを期したいと考えております。

本法律案は、この閣議決定の内容中、法律的な措置を要する事項につき、立案されたものであります。

第一は、今般の円の変動相場制への再移行を国際経済上の調整措置として規定し、これにより影響を受ける輸出関連の中小企業者を新たに認定することであり、この結果、前回のドル・ショック時に認定を受けた中小企業者も、新たに認定を受けることにより、再び救済措置を受けることができます。

また、四十八年二月十四日以降、認定を受けるまでの間に、信用保証協会が輸出関連中小企業者にした保証についても、この特例措置を適及して適用することとしております。

第三は、認定を受けた中小企業者に対し、設備近代化資金の支払い猶予の特例及び事業の転換の円滑化のための措置を講ずることであり、新たに認定を受けた中小企業者等に対しては、今後二年間に生ずる欠損金につき繰り戻し制度による還付を通常は一年となっており、これを特に既往三年間にさかのぼって認めることとしたことでもあります。

第五は、新たに認定を受けた中小企業者に対し講ずる特別措置に遺憾なきを期するため、法律の有効期間三年を五年に延長することであり、これが、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○浦野委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

次回は、来たる二十日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十分散会

商工委員會議録第十四号中正誤

一	段行	誤	正
二	末八	管庁間	官庁間
三	末一	現母	現在
四	一	津法	法律
五	末三	狂人	犯人
六	四	いろいろ	いろいろ

同 第十五号中正誤

一	段行	誤	正
二	末五	思ります	思います
三	末九	つきましてに	つきましては
四	二一	ことい思います	ことと思ひます
五	一八	多種多機	多種多様
六	三三	問問	問題
七	末五	無籍織機	有籍織機
八	末七	御答	御答弁
九	末三	ほほしい	ほしい
一〇	末三	考ええおり	考えており
一一	末二	きわめたもの	きめたもの
一二	三三	事実か	事実と
一三	三三	打ち合わせて	打ち合わせを

昭和四十八年四月二十三日印刷

昭和四十八年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W